

## 平成29年度保育料算定の軽減措置に該当するケース

### 【多子軽減】

- ① 小学校就学前の範囲で最年長の子どもから2人目は、保育料区分表に当てはまる金額の半額、3人目以降は無料となります。
- ② 3歳未満児で第3子以降の子は、他の子が小学校就学前の範囲にない年齢でも保育料が無料になります。
- ③ 平成28年度から世帯の市民税の所得割額が、57,700円未満である場合、年齢制限を撤廃し（但し未就学児は幼稚園又は保育園児）、最年長の子どもから2人目は、保育料区分表に当てはまる金額の半額、3人目以降は無料となりました。
- ④ 平成28年度から世帯の市民税所得割額が77,101円未満であって、ひとり親家庭世帯等の要保護世帯に該当する場合は、第2子以降の保育料は無料となりました。

### 【要保護世帯軽減】（ひとり親世帯等に該当する世帯）

- ① 保育料階層区分表の第2階層に該当する世帯は、保育料が無料になります。
- ② 保育料階層区分表の第3階層に該当する世帯は、保育料階層区分表の金額から1,000円を引き、更に半額になります。
- ③ 市民税所得割額77,101円未満の世帯は、保育料の階層区分表の金額が半額になります。